

新 認 第 33 号
令和3年11月25日

新型コロナ対策認証事業者 様

山形県防災くらし安心部長

新型コロナ対策認証店における再調査の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策については、日頃より御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

今般、本県における新型コロナ対応の注意・警戒レベルの引き下げが行われ、会食の要件等が緩和されたところですが、年末年始等は会食の機会が増えるとともに、気温の低下に伴い換気が不十分になることなどによる感染再拡大が懸念されます。

つきましては、実施要綱第8条及び第9条の規定に基づき、下記のとおり認証店の再調査を実施しますので、職員の訪問があった際は調査への御協力をお願いします。

また、新型コロナ対策の認証基準を同封しますので、改めて基準を確認し、従業員と共に認証を受けた感染防止対策の遵守徹底をお願いします。

記

対象事業者：すべての新型コロナ対策認証店

再調査期間：令和3年11月29日(月)から順次実施（翌年度に跨る場合あり）

実施方法：原則、事前連絡なしに訪問し、別添「山形県新型コロナ対策認証基準」に基づき、感染防止対策が徹底されているか職員が確認します。

- ・所要時間は20～30分程度ですが、状況により前後します。
- ・調査時は、職員の質問等に御対応ください。
- ・担当者不在の場合は、後日改めて訪問します。

主な確認項目：手指消毒の徹底

食事中以外のマスク着用の徹底

アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保

換気の徹底

【担当】

防災くらし安心部 新型コロナ対策認証課
電 話：023-630-2830

再調査に係るQ & A

Q 1 再調査とはどのようなものか。また、その目的は何か。

A 1 再調査とは、既に認証を取得した施設の感染防止対策が引き続き正しく実施されているかを職員が改めて施設に伺い確認するものです。
この機会に認証基準を再確認し、感染再拡大が懸念される冬場に備えてください。

(参考) 山形県新型コロナ対策認証制度実施要綱 (抄)

(施設確認等)

第8条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を確認し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る確認に協力すること。

Q 2 再調査は必ず行うのか。また、何度行うのか。

A 2 順次、すべての認証店に実施する予定です。なお、回数は今後の感染拡大状況等により判断します。このほか、利用者から認証基準を守っていないとの通報があれば、適宜状況確認を行う場合があります。

Q 3 再調査の日時はいつ頃か。また、日時の指定はできるのか。

A 3 11月29日(月)から、原則、事前連絡なしに順次訪問する予定です(翌年度に跨る場合があります。)。なお、なるべく普段の状況を見せていただくため日時の指定はできません。

Q 4 再調査にあたり準備するものはあるか。

A 4 新たに準備するものはありません。日頃から基準に沿った感染防止対策を徹底し、職員の訪問があった際は聞き取りなどに御協力ください。

Q 5 再調査の結果、認証取消となる場合はあるのか。

A 5 基準が守られていない場合は改善を要請します。なお、その後の改善が見られない場合や、重大な違反があれば認証を取り消すことがあります。

(別添)

山形県新型コロナウイルス対策認証基準

1 入店時

- ① 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、入店を断る旨を掲示し、来店時に利用客の体調を確認している。
- ② 入口に消毒薬を設置し、入店時に手指消毒をするよう要請している。
- ③ 食事中以外のマスクの着用について、掲示又は声がけを行っている。
- ④ 順番待ちの列は、間隔(最低1m)を確保するための誘導を行っている。
床に印、声がけ又は掲示で誘導している。
- ⑤ レジ(フロント)と利用客等の間に、パーティション等の仕切りを設置している。
- ⑥ 釣り銭トレーの使用やキャッシュレス決済により、現金の直接のやり取りを避けるようにしている。

2 施設設備の管理

① パーティション(アクリル板等)の設置又は座席の間隔の確保

以下の項目、1つ以上の実施が必要

- ・ テーブル席は正面及び隣席との間並びに他のテーブルとの間に区切りのパーティション(目を覆う程度の高さ以上のものを目安。以下同じ)を設ける。カウンター席は隣席とのパーティションを設置するなどして、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。
- ・ 真正面の配置を避ける等により、座席の間隔が1m以上確保されている。

② 換気の徹底

以下の項目、1つ以上の実施が必要

- ・ 2方向の壁の窓又はドアを開放する。(30分に1回以上5分程度又は1時間に1回10分程度)
 - ・ 窓の開放による方法以外の場合、二酸化炭素(CO₂)濃度測定器を設置し、1,000ppm以下を維持するよう、次のいずれかを実施
 - (a) ドアを開け、必要に応じて扇風機等を併用しながら適切な換気を行っている。
 - (b) ドアを開け、HEPAフィルター付き空気清浄機を稼働させる。
 - (c) 換気機能付きエアコン等機械換気設備を用いて適切な換気を行っている。
- ③ 店内清掃を徹底し、手がよく触れる箇所を消毒している。
客が入れ替わるタイミング又は繁忙時間帯前後で実施
 - ④ 手洗設備を自動水栓、レバー式又は足踏み式とし、手洗い洗剤、ペーパータオル等を設置している。(宿泊業では、飲食会場付近及び厨房内を対象とする。)
 - ⑤ 毎日トイレを清掃し、1日に複数回手がよく触れる箇所の消毒を実施している。

※ 消毒については、ドアノブ、券売機、テーブル、椅子、メニューブック、タッチパネル等をアルコール消毒液等で清拭する。

3 利用者の感染防止対策について

- ① 大皿を避け、料理を個々に提供している。又はスタッフが取り分けている。
- ② 大声での会話を控えるよう要請している。
声かけ又は掲示で要請している。
- ③ お酌や回し飲み、食器の共有を避けるよう掲示等により要請している。
声かけ又は掲示で要請している。
- ④ ビュッフェ形式の場合、食品を保護するカバーを設け、トングなど器具を定期的に洗浄消毒（又は手袋着用）している。又は従業員が小分けにしている。

4 従業員の対策について

- ① 体調不良者、感染者及び濃厚接触者は、自宅待機するなど就業を制限している。
- ② マスクを着用している。(休憩時を含む)
- ③ 更衣室、休憩室は換気等をしている。（「2 施設設備の管理」の②換気の徹底と同様）
- ④ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。

5 カラオケ利用時の対策について(該当する場合のみ) ※以下のいずれかを実施

- ・ カラオケ利用時にマスクを着用するよう要請し、カラオケマイクはこまめに消毒している。
- ・ カラオケの利用は当面の間自粛する。

6 宿泊施設における対策について(該当する場合のみ)

- ① ホールや宴会場、会議室等での3密を防止している。
人数制限、座席間にパーティションを設置、最低1mの間隔の確保など
- ② 利用時間帯を分けるなど、大浴場での混雑を回避している。
- ③ 大浴場（更衣室、浴室、休憩室）における会話を控えること、対人距離の確保を要請している。
- ④ 感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応を定めている。
 - ・ 専用の部屋を予め用意し他の宿泊者から隔離
 - ・ 受診相談コールセンター等の番号確認
 - ・ 対応する従業員を予め決めておく
- ⑤ 宿泊客や従業員がいつでも使えるように、消毒薬を施設内（客室、風呂、食事会場、共用トイレ、ロビー等）に設置している。